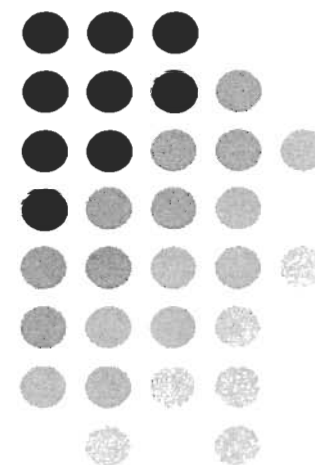
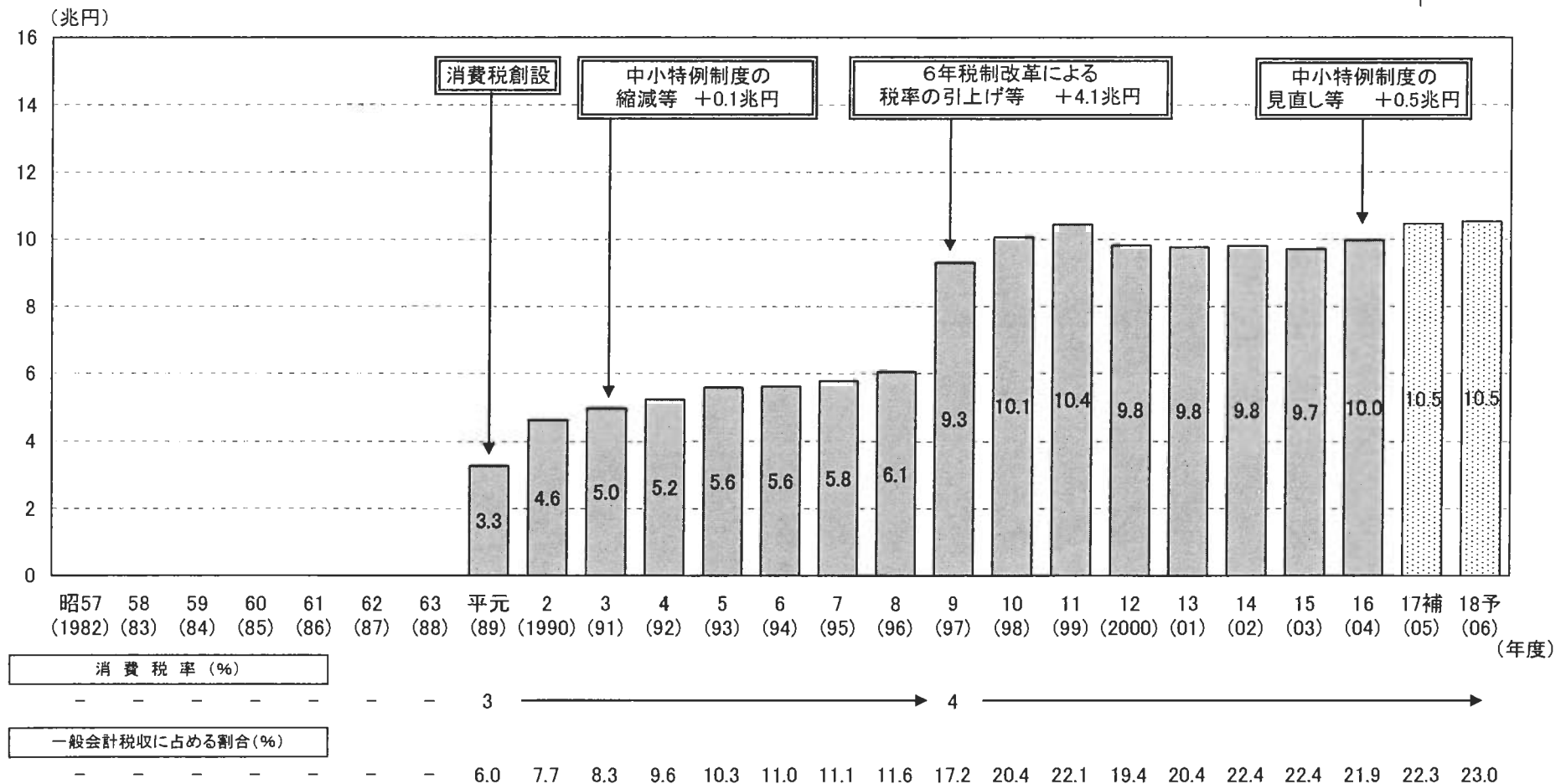


4. 消費税

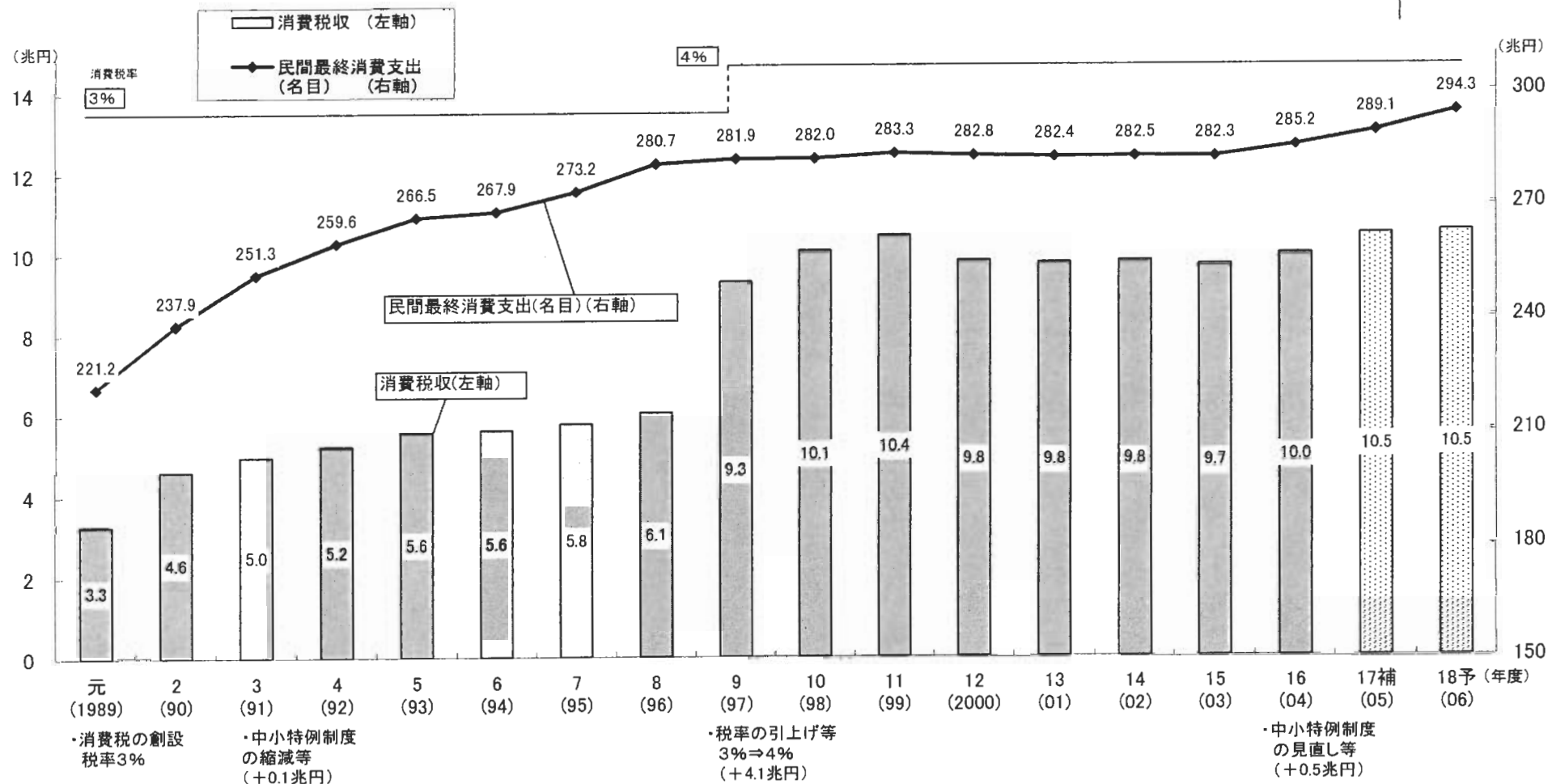


4-1 消費税収の推移



- (注) 1. 16年度までは決算額、17年度は補正後予算額、18年度は予算額(案)による。
 2. 消費税の創設に伴い、物品税等は昭和63年度をもって廃止されている。
 3. 平成元年度から平成8年度までの消費税収には特別会計(地方譲与税)分を含まない。
 4. グラフ中の増収額は平年度ベースの値であり、改正実施年度の増収額とはならない。

4-2 消費税込と民間最終消費支出(名目)の推移



(注1) 民間最終消費支出(名目)は、16年度までは「平成16年度国民経済計算確報」(平成18年1月、内閣府経済社会総合研究所)、17年度及び18年度は「平成18年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(18年1月20日閣議決定)による。

(注2) 16年度までは決算額、17年度は補正後予算額、18年度は予算額(案)である。平成元年度から平成8年度までの消費税込には特別会計(地方譲与税)分を含まない。

(注3) グラフ中の増収額は平年度ベースの値であり、改正実施年度の増収額とはならない。